**報道・取材の自由と防衛秘密**

担当：加村　宮﨑　宮嵜

**目次**

〇報道の自由

1. 報道機関とは
2. 報道の自由の法的保護性
3. 理論構成
4. 判例
5. 報道の自由の特質
6. 報道規制のかたち

〇憲法21条2項「検閲」

〇取材の自由

1. 問題点
2. 判例
3. 対立利益
4. 判例

　３．その他の判例及び争点

〇防衛秘密

1. 秘密の範囲
2. 自衛隊法における秘密
3. 情報公開法における秘密
4. 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議より
5. 保護法益は何か
6. イラク特措法より
7. 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議より

〇イラク派遣におけるメディアコントロール

〇ディベート論題

〇報道の自由

１．報道機関とは・・・

大衆に対し報道する機関の総称であり、新聞社・放送局・出版社・通信社等がこれに該当する。「第四の権力」と言われることもあり、大きな社会的影響力をもつ。

基本的には国家権力からは独立して位置づけられるが、例外を挙げるとすれば災害対策基本法51条等が挙げられる。[日本放送協会→指定公共機関]

２．報道の自由の法的保護性

　　＝報道機関による表現の自由は、憲法21条によって認められるか？という問題

　１）理論構成

　　憲法21条

　　　　1項：集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

　　　　2項：検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。

　また、憲法21条に準ずるものとして、以下のものが挙げられる。

　　　国際人権規約[自由権規約]19条 (1979年批准)

　　　　1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

　　　　2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがってこの権利に行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

1. 他の者の権利又は信用の尊重
2. 国の安全、公の秩序又は公衆お健康若しくは道徳の保護

　以上のことから、「表現の自由」という権利には、表現を発していく能動的権利だけでなく、情報や考えを求め、受け取るという受動的性格も包含している。

そして、

　　〝情報受領の自由の前提として、多様な情報の存在と自由な流通の維持が、憲法21条の核心に位置する …憲法の「表現の自由」の保障は、かかる情報の多様性の確保と情報流通の自由に及ぶのである〟(石崎正博ほか『情報公開法立法の論点と知る権利』より)

　また、

　　〝20世紀は、社会的に大きな影響力をもったマス・メディアが発達し、それらのメディアから大量の情報が一方的に流され、情報の『送り手』であるマス・メディアと、情報の『受け手』である一般国民との分離が顕著になった〟(芦部信喜『憲法』より)

　　→「表現の自由」の派生的原理として、知る権利という概念が登場し、それに奉仕するものとして、報道の自由が広く認められている。

２）判例

〔北海タイムス事件(最S.33.2.17) より〕

　　「およそ、新聞が真実を報道することは、憲法21条の認める表現の自由に属し、

…しかし、憲法が国民に保障する自由であっても、国民はこれを濫用してはならず、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うのであるから、その自由も無制限であるということはできない。」

〔博多駅事件(最S.44.11.26)より〕

　「報道の自由は、憲法が標榜する民主主義社会の基盤をなすものとして、表現の自由を保障する憲法二一条においても、枢要な地位を占めるものである。…報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。」

　Cf.) 知る権利について　〔レペタ訴訟(H.元.3.8)より〕

　　　　「…各人が自由に様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する自由は、憲法21条1項の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである。」

３．報道の自由の性質

　　＝報道機関の表現の自由は、個人における表現の自由と相違あるか？

1. 両者は同質だと捉える説

→アメリカにおける有力説。国家からの自由を重視している。しかし具体

的に報道機関において誰が権利を行使するのか等が煩雑化するという指摘あり。

1. 報道機関の表現の自由は、個人の表現の自由を超える特別の権利と特権を持つという説

→マス・メディアの、政府機関チェック機関、権力のチェック機関という憲法的構造に着目した説。

1. 報道機関の表現の自由は、個人の表現の自由を促進する限度で保護されるという説

→ヨーロッパにおける有力説。メディアの公共的役割や組織性、社会権力性

に着目した説。

　　　　このうち、②もしくは③の見解が支持されている。③は報道機関の公共性を重視するが、これに従うと、ときに価値の受け手としての市民の利益を擁護するために国家による介入も要請され得る点に留意すべきである。

４．報道規制のかたち

　　・放送法の存在

　　・様々な自主規制　　　　放送と人権等権利に関する委員会

　　　　　　　　　　　　　　開かれた新聞委員会

〇憲法21条2項「検閲」

　「検閲」=行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的とし、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを特質として備えるもの 〔税関検査事件(最S.59.12.12)より〕

1. 主体=行政権　　　　　　　　　　③目的=発表の禁止
2. 対象=思想内容等の表現物　　　　④態様=事前審査

Cf. 〔家永教科書事件(最H.5.3.16)〕

　　　　「検定不合格図書は、としては発行できないが、右制約は、普通教育の場において使用義務が課されている教科書という特殊な形態に限定され、不合格図書を一般図書として発行し、思想の自由市場に登場させることは何ら妨げられない。……「検閲とは、行政権が主体となって、思想内容の表現物を対象とし、その全部又は一般の発表の禁止を目的とし、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを特質として備えるもの」である。本件検定は一般図書としての発行を何ら妨げるものでなく検閲にあたらない。」

# 〇取材の自由

１．問題点

* 1. 取材の自由は憲法21条で保障されているか

→憲法21条の趣旨に照らし、十分尊重に値する

* 1. 裁判所は報道機関が撮影した取材フィルムを、刑事裁判の証拠として提出を求める　ことができるか

　　　→諸般の事情を比較衡量して、提出を求めることができるか否かを決すべきである

１）判例：**「博多駅テレビフィルム提出命令事件」**（最大決昭和44年11月26日抜粋）

＜事案＞

原子力空母エンタープライズの佐世保寄港阻止闘争に参加する途中、博多駅に下車した全学連学生に対し、待機していた機動隊、鉄道公安職員は駅構内から排除するとともに、検問と持ち物検査を行った。護憲連合等は、警察官に特別公務員暴行陵虐・職権乱用罪に当たる行為があったとして告発し、福岡地裁は、テレビ局3社に対し、事件当日のニュースフィルムの任意提出を求めたが拒否されたため、当該フィルムの全部提出を命じた。

＜判旨＞

報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。

　本件では、公正な刑事裁判の実現のために、取材の自由に対する制約が許されるかどうかが問題となるのであるが、公正な刑事裁判を実現することは、国家の基本的要請であり、刑事裁判においては、実体的真実の発見が強く要請されることもいうまでもない。このような公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが、証拠として必要と認められるような場合には、取材の自由がある程度の制約を蒙ることとなってもやむを得ないところというべきである。

しかしながら、このような場合においても、一面において、審判の対象とされている犯罪の性質、態様、軽重および取材したものの証拠としての価値、ひいては、公正な刑事裁判を実現するにあたっての必要性の有無を考慮するとともに、他面において、取材したものを証拠として提出させられることによって報道機関の取材の自由が妨げられる程度およびこれが報道の自由に及ぼす影響の度合その他諸般の事情を比較衡量して決せられるべきであり、これを刑事裁判の証拠として使用することがやむを得ないと認められる場合においても、それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度をこえないように配慮されなければならない。

２．対立利益

1. 公正な裁判の実現

　→公正な裁判の要請に基づく証拠の提出命令の必要性と取材の自由が妨げられる程度、およびこれが報道の自由に及ぼす影響の度合い等の事情とを比較衡量して提出命令を出すべきかどうかを決めるべき（上記判例）

1. 国家機密との関わり（具体的には、報道機関による政府情報の取材行為について、国家公務員法の定める唆し罪が成立するか問題となる）

　→取材行為の手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会通念上是認されるものの場合、刑法35条により違法性が阻却され適法な行為となる（下記判例）

※刑法35条

法令又は正当な業務による行為は、罰しない

1. 判例：**「西山記者事件」**（最決昭和53年5月31日抜粋）

＜事案＞

1971年の日米沖縄返還協定に際しての密約について、毎日新聞の西山記者が、外務省女性事務官に酒を飲ませた上で半ば強引に性的関係を結び、その関係を背景に外務省から機密文書を持ち出させたとして、国家公務員法違反（機密漏洩罪）で起訴された事件

＜判旨＞

報道機関が公務員に対し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からでたものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。

しかしながら、報道機関といえども、取材に関し他人の権利・自由を不当に侵害することのできる特権を有するものでないことはいうまでもなく、取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びるものといわなければならない。

被告人は、当初から秘密文書を入手するための手段として利用する意図で右甲野と肉体関係を持ち、同女が右関係のため被告人の依頼を拒み難い心理状態に陥ったことに乗じて秘密文書を持ち出させるなど、取材対象者の人格の尊厳を著しく蹂躙した被告人の取材行為は、その手段・方法において法秩序全体の精神に照らし社会観念上、到底是認することのできない不相当なものであるから、正当な取材活動の範囲を逸脱しているものというべきである

1. その他の判例およびその争点

・**TBSビデオテープ押収事件**（最決平成2年7月9日）

争点：警察官による取材ビデオテープの押収は、憲法21条に反し違憲か

結論：合憲

→公正な刑事裁判を実現するために不可欠である適正迅速な捜査の遂行という要請がある場合にも、取材の自由がある程度の制約を受ける場合がある旨判示

・**石井記者事件**（最大判昭和27年8月6日）

争点：新聞記者の証言拒絶権は憲法上保障されているか

結論：保証されていない

→表現の自由の保障は、公の福祉のため最も重大な司法権の公正な発動につき必要欠くべからざる証言の義務をも犠牲にして、証言拒絶の権利までも保障したものとは到底解することができないと判示

〇防衛秘密

１．秘密の範囲

１）自衛隊法における防衛秘密

自衛隊法９６条の２第１項

防衛大臣は、自衛隊についての別表第４に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第１条第３項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

↓

「防衛秘密」とは、次の４つの要件をすべて充たすもの。

①自衛隊についての１０項目（自衛隊法別表第四）のいずれかの事項に該当すること。

②公になっていないこと。

③我が国の防衛上特に秘匿することが必要であること。

④防衛大臣が指定したこと。

※自衛隊法別表第四

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力

四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号

及び第九号において同じ。）の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究

開発段階のものの仕様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究

開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法

十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるも

のを除く。）

２）情報公開法における防衛秘密（不開示情報）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律５条３項

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

３）「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（Ｈ２３）」による報告

「特別秘密」の指定要件

1. 国の安全
2. 外交
3. 公共の安全及び秩序の維持

これらを対象とし「高度な秘匿の必要性」があるものに限定する。また、取得の主体としては、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、行政機関等から事業委託を受けた民間事業者・大学に限定すると提言している。

２．保護法益は何か

１）イラク特措法

第一条

この法律は、イラク特別事態（国際連合安全保障理事会決議第六百七十八号、第六百八十七号及び第千四百四十一号並びにこれらに関連する同理事会決議に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態をいう。以下同じ。）を受けて、国家の速やかな再建を図るためにイラクにおいて行われている国民生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けたイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

２）秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議より

「我が国を取り巻く厳しい国際情勢の下で国及び国民の利益を守るためには、政府による秘密保全を徹底することが極めて重要」

「我が国の利益を守り、国民の安全を確保するためには、政府が保有する重要な情報の漏洩を防止する制度を整備する必要がある」

→国、国民の安全という国家的な法益が対象といえる

〇イラク派遣におけるメディアコントロール

(1)　情報発信源を絞る

(2)　情報開示の抑制

(3)　取材源へのアクセスを規制し、明文化した取材ルールを守らせる

イギリスのフォークランド紛争、アメリカの湾岸戦争・イラク戦争でも取られてきた手法で、隊員の命と安全の確保を目的としたメディアコントロールを政府は行った。政府側が取材の自粛を要請する、情報開示を「一方的に」拒むなどして情報を当局による処理のみに任せる形であった。さらにメディアに対し「取材ルール」を設け、そのルールにのっとらなければ取材を許さないという強硬姿勢にメディア側は従わざるを得なかった。

〇ディベート論題

　　2004、年日本の同盟国Ａが、ある西アジアの国Ｂと戦争を開始し、日本は支援活動のため、自衛隊派遣を行っていた。

　　日本のジャーナリストたちは戦地に向かい取材を開始したが、後日防衛庁が「取材ルールを発表し、一定の枠組みのなかで取材を行うよう指示し、又、取材内容に関し、防衛庁当局の許可を得なければ、その報道を控えなければならなかった。そして、それに同意しない限りは取材証を引き渡すことはせず、現地取材自体を認めないとする姿勢をとった。

　　当該政府側の措置に関して、憲法上の観点からその是非を論ぜよ。

　　<取材ルール>

　　　現在、自衛隊派遣地Xは「退避勧告」、Yは「渡航の是非の検討する」地域となっており、それは取材者も例外ではありません。取材時に発生する不測事態に関しての責任は負いかねます。

　　　また、報道機関の方々の行動によっては、現地の経済状況、社会状況に思わぬ影響を与えることも懸念されます。

　　　以上のようなことから、現地のおける取材を可能な限り控えて頂くようお願い致します。

　　　加えて、以下の、隊員の生命及び安全に関する事項についての報道の自粛を要請します。

(a)部隊、装備品、補給品等の数量　(b)部隊、活動地域の位置

(c)部隊の将来の活動に関わる情報　(d)部隊の行動基準、防衛手段、警戒態勢

(e)部隊の情報収集手段　(f)部隊の警備関連情報　(g)他国軍等の情報

(h)その他隊員の生命及び安全に関すること　(i)その他部隊等が定める事項

　　※下線部の措置は、「検閲」にあたるか・・・？

　　※両者が保護する利益はなにか・・・？

〇参考文献

・『人権と報道-報道のあるべき姿をもとめて』 日本弁護士連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 人権擁護委員会

明石書店

・『メディア判例百選』　堀部政男・長谷川恭男　編　　　有斐閣

・『憲法判例百選　第５版』　高橋和之・長谷川恭男・石川健治　編　　有斐閣

・『日本の防衛法制』　田村重信・高橋健一・島田和久　　　　　　内外出版

・『立憲平和主義と有事法の展開』　山内敏弘　　　　　　　信山社

・『現代メディアと法』　田島泰彦・石崎正博・服部孝彰　　　三省堂